

小規模校入学に対する特認取扱要領

1 基本的な考え方

小中学校の児童生徒の就学すべき学校は、旭川市小、中学校通学区域設定規則によりその住民登録地によって定められているが、本市の周辺部に位置し、自然環境に恵まれた小規模校において、豊かな自然に触れる中で豊かな心と逞しい体を育てたいという保護者の希望がある場合は、一定の条件を付してこれを認めるものとする。

したがって、このことは保護者の自由な意思で学校選択を認めるものではなく、真に小規模校の持つ特色の中で児童生徒に教育を受けさせたい場合で、別に定める条件により十分な教育的配慮の下で、旭川市教育委員会が指定する学校に限り認めるものとする。

2 対象とする学校等

対象とする学校（以下「特認校」という。）及び学級数並びに就学児童生徒数（正規の通学区域内就学者を含む。）は、次のとおりとする。

学 校 名	学級数	備 考
富 沢 小 学 校	4学級以内	複式学級を原則とする。
旭 川 第 5 小 学 校	4学級以内	
桜 岡 中 学 校	3学級以内	

※就学児童生徒数は上記学級数の範囲で別に定める。

3 特認校入学の条件

(1) 通学上の条件

旭川市内に住民登録のある児童生徒で、自宅から学校までの通学時間は、おおむね60分程度以内とする。

ただし、保護者による送迎を原則とする。

(2) 児童生徒の心身に関する条件

旭川市小、中学校通学区域設定規則に基づく学校以外の学校に通学するという特殊事情を考慮し、さらに、豊かな自然の中で豊かな心と逞しい体の育成を目指す教育目的から、心身の状況がこれに堪えうることが必要であること。

したがって、必要があると認めるときは、医師の診断書等の提出を求め調査確認する。

(3) 保護者の協力

保護者は児童生徒が正規の通学区域を越えて通学することから、登下校時における安全の確保、生活指導などに対して特に配慮し、また特認校の教育及び学校での諸活動の趣旨を理解した上で、PTA活動や地域活動などについて、積極的に参加・協力ができること。

(4) 就学期間の条件

入学の時期は、原則として各学年の始期とする。また、期間は1年以上の通年就学とし、卒業までを原則とする。

4 根拠法令等

- (1) 特認校設定に関する根拠
学校教育法施行令第8条
- (2) 学級数設定に関する根拠
小学校設置基準第5条
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第41条第2項
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

5 申請・許可・取消し等

- (1) 申請
保護者は「入学学校指定変更許可申請書」(様式1)及び「通学経路届」(様式5)を、特認学校長及び在籍学校長は「校長意見書」(様式2, 3)を教育委員会へ提出しなければならない。
- (2) 審査
教育委員会は、申請に基づき審査する。なお、募集人員を超えた申請があった場合は入学の条件を満たす者のうち、男女の比率を考慮し、抽選により決定する。ただし、申請の児童生徒の兄又は姉が既に在籍している場合及び旭川第5小学校卒業者が桜岡中学校へ進学する場合は優先する。
- (3) 通知
教育委員会は、審査及び抽選の結果を保護者及び特認学校長に通知する。許可する場合は「学校指定通知書」を保護者に交付し、併せて特認学校長に対して「入学学校指定変更通知書」(様式4)により通知する。
- (4) 校長意見書
特認学校長は、保護者及び児童生徒と面接の上、入学の条件を満たしているか、保護者及び児童生徒の意思がこの制度の趣旨に添ったものかを確認し、特認校入学が適切か等の校長意見書を作成する。在籍学校長は、保護者及び児童生徒の意思がこの制度の趣旨に添ったものか、児童生徒の在籍学校での様子から特認校入学が適切か等の校長意見書を作成する。
- (5) 特認入学許可後の取消し
特認入学許可後において、申請の事実と異なり、また、この制度の趣旨に添わない事由が生じ支障があると教育委員会が認めたときは、この入学を取り消すことがある。

6 実施時期

学 校 名	実 施 時 期
富 沢 小 学 校	昭和61年4月1日から
旭 川 第 5 小 学 校	平成 2年4月1日から
桜 岡 中 学 校	平成 2年4月1日から

7 その他

特認小学校卒業後の中学校への進学は、桜岡中学校を除き、旭川市小、中学校通学区域設定規則に定める中学校へ進学するものとする。

附 則

この要領は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年12月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月7日から施行する。